(PDF版・4の5のウ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ/4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学――二 教義学の規準」
(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学――二 教義学の規準」(169-190 頁)

「二 教義学の規準」

自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神 性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、 われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」 における第二の存在の仕方、すなわち「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起 源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まこと の神にしてまことの人間イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形 態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」――この「一つの事柄に仕えなけれ ばならないのであって、ひとつの党派〔学派、教派、時流、主義、思想傾向、「同時 代の人たちの思考の前提」・「そこから形成された理解の規準」」に仕えなければな らないことはない……、一つの事柄に対して自分の立場を区別しなければならないの であって、別な一つの党派に対して自分の立場を区別しなければならないわけではな い……」のであるから、また何らかの契機によって不可避的に所属した福音主義的な <ルター派>、<改革派>、<聖公会>の教会の場所において、「**福音主義教会が**、 〔あの第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の 三形態」(換言すれば、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリ スト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言 葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配 者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>Credoとしての〕古い 信仰告白」を、「はっきりと言葉に出して超え出ている新しい信仰告白の形で公に責 任をもって表明しつつ合同を見出し遂行していない限りは」、人間的理性や人間的欲 求やによって恣意的独断的に「**合併した教会を想定したり、……理念的に合同の立場** を展開して行くことは、……〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・ 法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教える教会 の宣教における一つの補助的機能としての教会〕**教義学のなすべき事柄ではない」の** であるから、その「教義学から要求されている〔われわれの〕信仰告白的な態度」 は、「教義学が、<教会>教義学として」、それ故に第一の形態の神の言葉であるイ エス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と 語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返 し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性

において、聖書に聞き教えられることを教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキ リストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」(「教えの純粋さを 問う」「教会教義学」の課題)と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃 美」としての「隣人愛」(区別を包括した単一性において教会教義学に包括された 「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」の課題)という連関と循環におい て、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖 ナル、公同ノ教会」共同性を目指した「開いた態度」における〕**福音主義的教義学と** <u>して、すべての異端的な教義学に対して<反対し>なければならない</u>ということ」、 「**その教義学は、**〔<ルター派>、<改革派>、<聖公会>という三つの差異形態に おける〕 福音主義的教会の内部で、〔何らかの契機によって不可避的に所属した〕 そ の特定の教会的な指示に服従しつつ、改革派でないすべての教義に<相対しつつ>立 場を取るということ」は、「真剣な意味で、……<平和的>論争的に意図されていな ければならない……」、またその教義学は、「教会に宣教を義務づけている」ところ の、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕とし ての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、教会の宣教 における原理「・規準・法廷・審判者・支配者・標準」」である第二の形態の神の言 葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配 者・標準として、「反対派の声に対していつでも心を開いている抗弁……でなければ ならない……」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つ の補助的機能としての教会「教義学は、もしもそれが、異端的な教会と神学に対し て、もはや<反対しつつ>出会って行かないならば、自分自身を、そしてまた教会を 放棄してしまうことになる……」。したがってまた、その「教義学は、もしもそれ が、改革派的でない〔ルター派的、聖公会的〕教会と神学に対して、もしも標準的な 改革派的学派あるいは思想方向を、今理解した意味でく対立させ>つつぶつけて行く ことで決着をつけないとしたら、自分自身を、そしてまた教会を放棄してしまうこと になる……」。

われわれは、「福音主義的な聖書原理……の<客観的な>側面」を、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、すなわち「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるところの、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性とまことの人間性」——すなわち「権威と自由」によって賦与され装備された「権威と自由」を持っているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」(イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命

されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエ ス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」)としての第二の形態の神の言葉で ある「**聖書の権威**と自由に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭徹尾 「間接的・相対的・形式的な権威〔全く<人間的な>教育的<権威>〕と自由」を持 っている全く人間的な教会の<客観的な>信仰告白および教義Credoとしての第三の形 態の神の言葉である全く人間的な「**教会の中での<権威>**〔全く<人間的な>教育的 <権威>〕についての教説の中で理解しようと努めた」し、「福音主義的な聖書原理 ……の<主観的な側面>」を、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストの まことの神性と**まことの人間性」**――すなわち「権威と自由」によって賦与され装備 された「権威と自由」を持っているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の 「概念の実在」(イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命さ れた**その人間性〔を持つ**〕と共に神性を賦与され装備された**預言者および使徒たちの** 「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」)としての第二の形態の神の 言葉である「**聖書の**権威と**自由**に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭 徹尾「**間接的・相対的・形式的な**権威〔全く<人間的な>教育的<権威>〕と**自由**」 を持っている全く人間的な教会の<客観的な>信仰告白および教義Credoとしての第三 の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での<自由>〔聖書に対する他律的 服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における自由〕について **の教説の中で理解しようと努めた**」。何故ならば、「啓示ないし和解の実在」そのも のとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初 の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」(「啓示の<しるし>」)として の第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一 性〕」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における「原理」・「規 **準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とした**(聖書を媒介・反復することを通 した)その「間接性こそが、主ご自身を通して設けられ、主の甦えりを通して力を奮 **う」からである**。バルトは、このような、第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・ 反復することを通した、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと第 三の形態の神の言葉である教会(すべての成員)との媒介的・反復的な関係性(「間接 的な関係性」)のことを、「まことの直接性」、「まことの関係性」と呼んだ。

そのような訳で、「人はよく注意せよ。そのように理解された〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学の信仰告白性」は、既に「詳論された聖書性の場合と同じように、教義学的作業の思惟内容ではなく、むしろ思惟形式であり、思惟規則なのである」。したがって、「そのような〔それぞれの歴史的現存性のただ中に投げ出されたその時代と現実に強いられたところでの教会〕教義学の信仰告白性」は、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源と

する「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性にお ける第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規 準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶え ず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従と の全体性において、あの「神への愛」(すなわち、「教えの純粋さを問う」「教会教義 学」の課題)と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」(すなわ ち、区別を包括した単一性において教会教義学に包括された「正しい行為を問う」「特 別的な神学的倫理学」の課題)という連関と循環において、イエス・キリストをのみ 主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を 目指す「開いた態度」で、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化を目指して行かな ければならないのであるから、「信仰告白の中で表現されている教会の一般的な特殊的 **な教義をそっくりそのまま再生産することを意味することはでき<ない>**」。したがっ てまた、「**信仰告白あるいはルターやカルヴァンの書物の注釈は、ちょうど**〔第三の形 態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会教義学に包括 された〕聖書釈義が教義学の特別な課題でないのと同じように、教義学の特別な課題 ではない」。何故ならば、「それとしての<神学>全体について、聖書神学〔釈義神 学〕、教義学〔教会教義学、福音主義的な教義学〕、実践神学の単一性〔区別・差異 を包括した単一性〕について語ることができる」し、その「単一性の中には、原理的 には、いかなる優位性も存在しないとしても、……聖なる三位一体〔内在的本質であ る「失われない単一性」と、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」 における三つの存在の仕方〕**の中で事情がそうであるように**、〔その区別性・差異性 の中における〕**具体的な中央があるのであり、……まさに**〔第一の形態の神の言葉で あるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思 惟と語り行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の 神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕**教義学こそがそ の中央を形造っている」からである**。したがってまた、西欧近代における人間中心主 義としての「神人協力説」へのベクトルを持つ、換言すれば自然的な信仰・神学・教 会の宣教へのベクトルを持つルターの「<目的格的>属格理解」(イエス・キリスト <を>信じる信仰)とは違って、危機としての西欧近代の時代と現実に強いられたと ころで存在し・思考し・実践したところの、第一の形態の神の言葉であるイエス・キ リスト自身を起源とした第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語り行動 における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉であ る全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての<教会教義学>に従事 したバルトは、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリスト<の>信仰」の 属格を、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある<主格的>属格(「イエス・キリスト < が>信ずる信仰」、「律法の成就」・「律法の完成」)として理解した時、それ故

にまた常に先行する神の用意に包摂された後続する人間の用意ができているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」(『ローマ書』)であり、「永遠の神との人間の和解」(徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋)であり、神との間の「平和」(ローマ五・一)であり、それ故に神の認識可能性である聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〕神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かっての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かっての人間の用意が存在する」と理解した時、それは、教会の宣教における現在的問題を止揚し克服した未来にも生きる言葉として、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化を目指したものである。

そのような訳で、「**教義学** 〔教会教義学、福音主義的な教義学〕は、〔第三の形態 の神の言葉である全く人間的な教会に属する]**何かある教父の教えについての報告者** となってしまうとか、ただ単に教父の教えを再現することを目標にあるいはまた副目 標にすることは許されないのである」。したがって、その「教義学」は、第三の形態 の神の言葉である全く人間的な教会に属する「**教父たちと信仰告白の神学」を**、第一 の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とした第二の形態の神の言葉で ある「聖書の中に証されている〔起源的な第一の形態の〕神の言葉の下に服する」と ころの「ただ教義学自身〔教会教義学、福音主義的な教義学自身〕が、自主的になす **服従**〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体 性におけるそれ〕の脈絡の中でだけ、模範として奉仕させることが許されるし、奉仕 させるべきなのである」。したがってまた、教会「教義学〔福音主義的な教義学〕」 は、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属する「**教父たちと信仰告白を** <引用し>、その教えを<そのまま再現する>ことの中でではなく」、「ただ教義学 が事実それらのものからして<学ぶ>ことの中で、教義学は、その信仰告白的な態度 を実証するのである」。人は、〔パウロによれば、「**霊にあって**」とは、「救いの福 音を聞き、信じるようにさせる霊、知恵と啓示の霊〔すなわち、神のその都度の自由 な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中で の主観的側面としての「復活され高挙されたイエス・キリストから降下し注がれる霊 である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」〕による神の啓示への参与」、換言 すれば神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なその「死と復活の出来 事」としてのイエス・キリストにおける「啓示の出来事」(客観的な「存在的なく必 然性>」)の中での主観的側面としての、その「啓示への個人的な参与を保証す

る」、「復活され高挙されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊 の注ぎ」による「信仰の出来事」(主観的な「認識的な<必然性>」)に基づいて終 末論的限界の下で与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間 的主観に実現された神の恵みの出来事における「人間の思惟、行為、語ることを、主 観的に表示している概念」であり、「**キリストにあって**」とは、「イエス・キリスト における啓示の出来事と全く同じ事柄を、客観的に表示している概念である」か ら、〕**ただ<霊ニ従ッテ>信仰告白的であることができる**〔すなわち、ただそれ自身 が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解 の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源 とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性に おけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」(「啓示の< しるし>」)としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」に おいて現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審 判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教 えるという仕方において、絶えず繰り返し、あの「神への愛」と「神への愛」を根拠 とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリス トをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」 共同性を目指して行くところで信仰告白的であることができる。したがって、自然神 学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞し循環するところの、先ず以て聖 書と独立的な、あるいは聖書だけでなく、自然の一部である個体的自己としての全人 間の身体(肉体)と精神(意識)を介した普遍的で実践的な全自然(自己身体、性と しての他者身体、宇宙を含めた外界としての自然)との相互規定的な対象的活動から 派生して来る自然科学や人文科学における方法や知識、時流、主義、「同時代の人た ちの思考の前提」・「そこから形成された理解の規準」、人間の感覚と知識を内容と する経験的普遍を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支 配者・標準として〕肉ニ従って信仰告白的であろうとするものは、そもそも信仰告白 **的でないであろう**」。**ローマ・カトリック主義**における第三の形態の神の言葉である 全く人間的な教会の「教皇の宣言を通して」というこの主張は、第二の形態の神の言 葉である「聖書の権威と自由」を揚棄し越権した、「聖書の権威と自由を剥奪した」、 「聖書の権威と自由を相対化した」、「聖書の権威と教会の権威を等置し同一視した」、 悪しき「神学的な階級制と第二の啓示源泉を承認する」教会共同性を成立させた。こ の事態は、教皇主義(「ローマ的啓示組織体の絶対主義」)と同じように、「**間違うこと** はあり得ないものとして振る舞う」ところの「無謬性の教説」を前提とした「近代的 な自然科学および歴史学の経験主義を尊重する」近代主義的プロテスタント主義的キ リスト教でも起こった。「宗教改革」は、一方で、この第三の形態の神の言葉である全 く人間的な教会が恣意的独断的に成立させた「**神学的な階級制と第二の啓示源泉……**

を、当然のことながら承認しなかった」し、第三の形態の神の言葉である全く人間的 な教会の主観的な恣意的独断的な「**教父ノ一致に、その個人の権威に、無批判的に服** 従してしまうことについて承認しなかった」。 しかし、その「宗教改革」も、他方で は、その「福音主義教会と聖書原理の地盤」に徹頭徹尾立脚しなかったその分、第三 の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での特定の教父たちのことを、また それらの者に対して帰せられるべき真理ノ証人としての標準的な地位を(聖書の標準 性の下においてであるが)事実考慮に入れていたということ、そのことは、ルターか らも、カルヴァンからも(特にアウグスティヌスとの彼らの関係に関して)容易に証 **拠立てることができる」――**第二の形態の神の言葉である「聖書を説明し、解釈した 〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属する全く人間的な〕聖なる教父 たちと古代の教師たちが、この規準〔「神学的な階級制と第二の啓示源泉」〕から離れ なかった場合に、われわれは、彼らを単に聖書の解釈者としてだけでなく、神がそれ によって語り、み業をなし給うた選ばれた器として認め、尊敬しよう」としたその信 仰告白的な態度が、その証拠である。「宗教とは、すべての神崇拝の本質的なものが < 人間の道徳性 > にあるとするような信仰であるとしたカントは、本源的であるゆえ に、すでに前もってわれわれの「人間の生来的な自然的な」理性に内在している神概 念の再想起としての神認識という点で、〔自然神学と<非>自然神学とを混在させ た〕アウグスティヌスの教説と一致する」(『カント』)――このようなアウグステ ィヌスとの関係性からして、ルターもカルヴァンも、その度合いの差異はあれ、自然 神学と<非>自然神学とを混在させた。宗教改革の「福音主義教会と聖書原理」に基 づかない限りは、プロテスタント教会においても、第三の形態の神の言葉である全く 人間的な教会における全く人間的な「ルターの翻訳〔例えば、悪しき人間中心主義的 な「神人協力説」を温存させるところの、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエ ス・キリスト<**の**>信仰」の属格の目的格的属格理解という理解〕**の絶対化」が起こ** るし、ルターはプロテスタント教会における「新しい教父」、「選ばれた器」であると する信仰告白的な態度という事態が起こるし、「第二の啓示源泉」であるとする信仰告 **白的な態度という事態が起こる**。「十八世紀初頭に至るまで、ルターやカルヴァン、ま た彼らの仲間のうちの多くの者は、それぞれの仕方でこれらふたりの者と並んで、… …『聖書の博士として』、それと共に教会の霊的な指導者……として、彼らに対して与 えられるべき権威〔間接的・相対的・形式的な人間的な教育的権威〕をはるかに超え た、それ以上のひとつの権威……を所有し、行使した」。

前段で述べた「信仰告白的な問題についての……把握の仕方」、「特に…〔<ルター派>、<改革派>、<聖公会>という三つの差異形態における〕福音主義教会内部での対立に関する尖鋭化された把握の仕方」は、「それが<改革派>教会の仕方として、……<ただ>改革派教会だけに特有な把握の仕方として、力を奮わせられることができるということの中に、その正当性を……またその限界を持っている」。「その場合、

ここでも、〔「もちろん、」〕どの程度まで、その把握の仕方が〔第三の形態の神の言葉 である全く人間的な〕改革派教会の父祖たち〔すなわち、第一の形態の神の言葉であ るイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思 惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、「開いた 態度」で「<平和的>論争的」に「抗弁」して行く「自分の立場を守り抜いた」とこ ろの、「カルヴァン」および「十六世紀および十七世紀の改革派の者たち」〕と信仰告 白からして、改革派教会の実践の中で、ただ改革派教会の理論の中だけでも実際に貫 徹されていたかということは問われなければならない……」。したがって、前段で述べ た「線の上以外のところで理解しようとしている改革派神学は、改革派の信仰告白の 意味と枠を捨ててしまい」、それ故に「その特別な教会的な指示に対して、十分従って いないという非難を真剣に受け取らなければないない……」。前段で「詳論されたこと は、結局ただ」、「「第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の<ルター派>的、 <改革派>的、<聖公会>的な三つの差異形態における<ルター派>、<聖公会>と いう〕ほかの福音主義教会と福音主義信仰告白に属する者たちにとっては、<申し出 >と<問い>……の性格を持つことができるだけである」。何故ならば、「彼らに対し て、この〔「形式的な」〕問いを向け、彼らから肯定的な答えを期待することは、すべ ての内容的な問いを全く度外視しても、彼らから改革派の信仰告白〔信仰告白的な態 度〕に対して耳を傾けることを、その限り彼ら自身の立場を相対化することを、その 限りある種の『カルヴァン主義』を要求していることになる」からである(しかし、 党派性、党派主義、党派的多元主義を包括し止揚する問題、すなわち信仰・神学・教 会の宣教における思想の問題は、最初の段落で述べたバルトの立場に立脚する以外に はないし、人間学的には、その最初から党派性、党派主義、党派的多元主義において 「対立する双方に真理があるというような俗説が、世界史的に流布され、流通してい る中で、自らの立場において、両者を包括し止揚しなければならないということが思 想的な問題である」という吉本隆明の立場に立脚する以外にはない)。前段で述べたこ とからして、「ルター派の大多数の者」にとって、第三の形態の神の言葉である全く人 間的な教会における「ルター派的信仰告白は、はじめから」、第二の形態の神の言葉で ある「聖書との……近さの中に移されていたから」、「〔改革派の〕われわれは、われわ れの側として……ルター派の立場と彼らの歴史についてのわれわれ自身の知識に基づ いても、彼らが、このわれわれの改革派的な見方を自分たちの見方とするであろうこ とを期待することは困難なこと……を認めなければならない」。「かつてハインリッ ヒ・アルティングは、ルター派に属する者に三種類の者がいると主張した」――「一 番目の種類には、……〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属する全く 人間的な〕ルターノ権威ニヨッテ魅セラレテ、聖餐ノ中デノキリストノ肉体的ナ現臨 ヲ教エ、シカシ宗教ノソノホカスベテノ項目ニオイテハ正統的ナ考エヲ保持スルモノ ……が属している」、「二番目の種類には、タダ単ニ聖餐ニツイテノ教義ノ中ダケデナ

ク、マタソノホカ大部分ノ信仰箇条ニオイテモ、〔「直接的な、絶対的な、内容的なイ エス・キリストのまことの神性とまことの人間性」――すなわち「権威と自由」によ って賦与され装備された「権威と自由」を持っているところの、教会の宣教およびそ の一つの補助的機能としての教会教義学の思惟と語りと行動における原理・規準・法 廷・審判者・支配者・標準としての第二の形態の神の言葉である〕聖書〔の権威〕オ ヨビ〔その「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭 徹尾「間接的・相対的・形式的な権威と自由」を持っている全く人間的な教会に属す る、その聖書を媒介・反復することを通した〕ルター自身ノ権威〔全く<人間的な> 教育的<権威>〕ニ反して、分裂ヲ引キ起コシツツ、正統的な教エヲ見捨テルトコロ ノモノすべてを含んでいる」、「三番目の種類には、ルターノ誤謬ニ対シテハ拒否シツ ツ、神ノ言葉カラシテ、ルターガ、反キリストオヨビホカノ狂信者タチニ反対シツ ツ、偉大ナ、敬虔ナ熱意ヲコメテ教エタスベテノコトニ対シテ、賛同スルモノヲ含ン デイル。<ソシテコノ最後ノモノノコトヲ、教皇タチハ策略を弄シツツルター派ト呼 ビ、マタマサニルター派ニ属スルモノ自身ハ、カルヴァン派アルイハカルヴァン主義 者ト呼ブ>」(なお、「〔問題に満ちた〕ルター主義」については、< (PDF版・4の 4のイ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ/4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能 としての教義学――二 教義学の規準」>の最後の段落で述べた『ルートヴィッヒ・ フォイエルバッハ』を参照されたし)。前段で述べた「**霊ニ従ッテ」という立場**におけ る「ルター主義という意識の中で、われわれは、ルター教会そのものから見ても、信 仰告白の問題についての別の見方、すなわち改革派の見方に対して場所を与えること が正しく・必然的であり・それ故にまた可能であるということができる……」。しか し、事実は、「われわれがこの意識を持っており、またそのような意識をして力を奮わ しめるとしても」、ルター派の「彼らの決断が繰り返しいつも拒否から成り立ってい る」のであるから、彼らがそのことを拒否しないことを「待たなければならない」と いう点にある。しかしまた、改革派においては、ルター派、聖公会という「ほかの福 音主義教会に対して、自分たちの相違性を、神学的学派あるいは思想方向の相違性と して見做すようにという改革派教会の提言は、たとえ相手側で決断がどう下されよう と、そのまま堅持されなければならない」。何故ならば、「何らかの熱狂主義的な平和 に対する愛好に基づいてではなく」、「改革派教会と神学にとって、換言すれば〔あの 第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形 態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である〕**聖書と**〔第三の 形態の神の言葉である〕教会の関係についての改革派的な受けとめ方にとって、聖書 がすべての教えの規準〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕および源泉として承 認されているところでは、どこにおいても」、それ故に「ルター派教会の中ででも、す べての教えの違いにも拘らず、一つの、聖なる、公同の使徒的教会を見て取るという ことは、まさに本質的なことであり」、「改革派教会と神学」は、そういう福音主義的

な信仰告白的態度に立脚する「**自分を放棄すること」をしない限りは、「そのことを中 止することはできない**からである」。